

(仮称)泉南市営りんくう公園整備等事業 募集要項等に関する質問への回答

通し 番号	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答(案)
			頁	行数	項目			
1	募集要項	事業方式(建物所有)について	4	2	(7)		建物所有は構成企業および協力企業が建物所有をすることはよろしいでしょうか。	建物は、市に設置管理許可を与えられたPFI事業者のみ所有できます。設置管理許可を与えられていない構成企業及び協力企業が建物を所有することは認めません。
2	募集要項	事業方式(建物所有)について	4	9	2	(7)	設置管理許可によって整備した公園施設及び設置管理許可に関する権利を譲渡又は賃貸は認めないとありますが、事業者が設置許可を与えて設置許可を受けた者が建物を所有し任意施設の運営を行う事は可能でしょうか	PFI事業者は、市によって与えられた設置管理許可による権利を他の第三者に譲渡又は移転することはできません。従って、PFI事業者が第三者に設置許可を与えることはできません。なお、維持管理・運営については、実施方針、要求水準、事業者提案、事業契約の内容に従ったものであって、当初の設置管理許可の範囲内と評価できるものであれば、専門業者等への業務委託やテナントとして賃貸等することは可能です。
3	募集要項	事業方式(建物所有)について	4	9	2	(7)	設置管理許可を10年更新とありますが、事業期間中は更新に関して担保されるとの認識でよろしいでしょうか。	そのようなご理解で結構です。
4	募集要項	税制上の措置	5	16	3	(3)	家屋の固定資産税10年間実質負担のない措置とは具体的にどのような措置をご検討されているのでしょうか。	家屋の固定資産税・都市計画税について減免(10割)措置の適用を検討しています。
5	募集要項	参加資格要件	12	2	4	(3)	①イ i) 公園設計業務を行う者の建設コンサルタント登録の部門について、造園部門の登録を行っていない者であっても、公園の実施設設計の実績があれば、実績有として認めていただくことはできないか。	公園設計業務を行う者の参加資格要件として、建設コンサルタント登録(造園部門)のほか、建設コンサルタント登録(都市計画及び地方計画部門)を行っているものも認めるものとします。また、公園の工事監理業務を行う者も同様に、建設コンサルタント登録(都市計画及び地方計画部門)を行っているものも認めるものとします。

(仮称)泉南市営りんくう公園整備等事業 募集要項等に関する質問への回答

通し 番号	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答(案)
			頁	行数	項目			
6	募集要項	参加資格要件	12	24	(3)	①イ ii)	公園設計業務を行う者が保有すべき実績として、都市計画法施行規則第7条第5項に規定される種別の公園の実施設計の実績が求められているが、これによらない公園・緑地等の実績は認められるか。	公園設計業務を行う者が保有すべき実績は、都市公園法第2条に規定される「都市公園」の実施設計の実績を有することを求めるものとします。また、公園の工事監理業務を行う者についても同様に、都市公園法第2条に規定される「都市公園」の設計又は工事監理(発注者支援・施工管理等)の実績を有することを求めるものとします。
7	募集要項	参加資格要件	12	24	(3)	①イ ii)	「実施設計の実績を有すること。」とは、新設、一部改修工事等、全ての工事に該当する実施設計と考えてよいか。	公園の実施設計の実績は、公園全体を対象とした新設工事、改修工事のほか、拡張工事及び一部改修工事に関する実績を含むものとします。
8	募集要項	参加資格要件	13	304	(3)	③イ ii)	「工事監理の実績を有すること。」とは、新設、一部改修工事等、全ての工事に該当する監理業務と考えてよいか。	公園の工事監理の実績は、公園全体を対象とした新設工事、改修工事のほか、拡張工事及び一部改修工事に関する実績を含むものとします。
9	募集要項	参加資格要件	14	84	(3)	④ ii)	「客観的に認められる」との判断基準をお示しください。	公園と類似(同様)の機能を持つ公共施設(例:広場を有する「道の駅」等)及び公園施設と類似(同様)の機能を持つ公共施設(例:博物館等の社会教育施設等)の維持管理業務を担っていること、あるいは担っていたことを判断基準とします。
10	募集要項	参加資格要件	14	104	(3)	④ iii)	「業務を実施するために必要となる資格が発生する場合は」との認識でよろしいでしょうか。	そのようなご理解で結構です。

(仮称)泉南市営りんくう公園整備等事業 募集要項等に関する質問への回答

通し 番号	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答(案)
			頁	行数	項目			
11	募集要項	参加資格要件	14	17	4	(3) ⑤ ii)	「客観的に認められる」との判断基準をお示しください。	公園と類似(同様)の機能を持つ公共施設(例:広場を有する「道の駅」等)及び公園施設と類似(同様)の機能を持つ公共施設(例:博物館等の社会教育施設等)の運営業務を担っていること、あるいは担っていたことを判断基準とします。
12	募集要項	参加資格要件	14	19	4	(3) ⑤ iii)	「業務を実施するために必要となる資格が発生する場合は」との認識でよろしいでしょうか。	そのようなご理解で結構です。
13	募集要項	構成企業、協力企業の変更について	15	2	4	(5)	事業開始後に協力企業、構成企業を変更する事は可能でしょうか。長期継続の観点から変更することは必要と感じています。	構成企業及び協力企業の変更は、事前に書面により市の承認を得ることを条件に変更可能です。
14	要求水準書	サザンぴあについて	23	2	(3)		サザンぴあを存続させる場合、事業者で改修はしても良いのか。	既存の総合交流拠点「サザンぴあ」を存続させる場合であっても、事業者の要望があれば、改修していただくことは可能です。その場合、事前に市と協議し、合意を得る必要があります。